⑶　Subject matter of the contract : Specific Emergency Landslide Countermeasure Works in Shimizu District (FY2026)／Specific Emergency Landslide Countermeasure Works in Ono District (FY2026)
⑷　Time-limit for the submission of application forms, relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 13 : 00　14 Sep. 2026
⑸　Time-limit for the submission of technical proposal by electronic bidding system : 13 : 00　12 Nov. 2026
⑹　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 13 : 00　1 Feb. 2027 (tenders brought with 13 : 00　1 Feb. 2027)
⑺　Contact point for tender documentation : Contract Division, General Affairs Department, Hokuriku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 1―1―1 Misaki Town Chuo Ward Niigata city, Niigata Pref, Japan 950―8801 TEL 025―280―8880 ex. 2528

巻末資料「本入札手続に係る期間等」

下記に示す日程については、土曜日、日曜日及び祝日を除くものとする。

⑴　競争参加確認通知及び一次審査結果通知　令和８年10月８日まで。
⑵　二次審査における技術提案に係る施工計画の採否通知　令和９年１月14日まで。
⑶　入札説明書等の交付期間　令和８年８月26日から令和９年１月29日までの９時00分から17時00分まで。
⑷　一次審査の申請書及び資料の提出期間　令和８年９月10日から令和８年９月11日までの９時00分から17時00分まで及び令和８年９月14日の９時00分から13時00分まで。
⑸　二次審査の申請書及び資料の提出　令和８年11月10日から令和８年11月11日までの９時00分から17時00分まで及び令和８年11月12日の９時00分から13時00分まで。
⑹　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間　令和８年10月９日から令和９年１月29日までの９時00分から17時00分及び令和９年２月１日の９時00分から13時00分まで。（利付国債の提供の場合は令和８年10月９日まで。）。
⑺　入札の日時
電子入札システムによる入札の締め切り　令和９年２月１日13時00分まで。
紙による持参の場合の締め切り　令和９年２月１日13時00分まで。
⑻　開札の日時
Ａ工事　令和９年２月３日10時00分
Ｂ工事　令和９年２月３日11時00分

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
令和８年８月26日
契約責任者　中日本高速道路株式会社
金沢支社長　長谷川英介
◎調達機関番号　418　◎所在地番号　17
１　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　東海北陸自動車道（４車線化）福光IC～南砺スマートIC間舗装工事
⑶　工事場所　東海北陸自動車道
自）　富山県　南砺市　山田
至）　富山県　小矢部市　清水
⑷　工事内容　本工事は、東海北陸自動車道福光IC～南砺SIC間の４車線化事業に伴う舗装工、切削オーバーレイ工、床版防水工、標識工及び附帯工等の施工を行う工事である。
⑸　工事概算数量　アスファルト舗装　約5.0万㎡　切削オーバーレイ　約5.5万㎡　床版防水工　約5.0千㎡
⑹　工期　契約締結日の翌日から990日間。半導体及び鋼材等の資材の不足及び調達遅延を含め、受注者の責によらない事由を原因とした工事の遅れが生じる場合の対応として、契約書第22条の規定に基づき、受注者からの工期延長の請求の措置により、工期延長の協議を行うことができるものとする。
⑺　使用する主要な資機材　アスファルト混合物　約24千ｔ
⑻　落札者の決定方法は、総合評価落札方式（技術提案評価型）による。
⑼　すべての入札参加者の入札価格が契約制限価格を上回った場合は見積協議方式を適用する。
⑽　電子入札（郵送入札）による。
⑾　すべての入札参加者から単価表の提出を求める。
⑿　電子契約によることができる。
⒀　建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない。
⒁　本工事は、週休２日（週単位）の工事である。
⒂　本工事は、契約後VE方式の対象である。
⒃　地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更の試行工事である。
⒄　ＢＩＭ／ＣＩＭ適用工事である。
２　競争参加資格　本工事に係る競争に参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、契約責任者による本工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。
⑴　当社ホームページに掲載の「中日本高速道路株式会社契約規則」（平成18年中日本高速道路株式会社規程第25号）第11条の規定に該当しないこと。
⑵　当社ホームページに掲載の「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」（平成19年１月10日付け中高契第２号企画本部長通達（以下「資格登録要領」という。））に基づく資格登録者において、工事種別等の以下の条件を満たしていること。
①　単体の場合　令和７・８年度の「舗装工事」の資格を有し、当該資格に係る経営事項評価点数が1,200点以上であること※。
②　特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）（甲型）を構成する場合　令和７・８年度の「舗装工事」の資格を有し、当該資格に係る経営事項評価点数が1,200点以上である２者で構成されていること※。
※会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続に基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。この場合、当該再認定の際に算定された経営事項評価点数を満たすことを必要とする。
⑶　会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。特定ＪＶ（甲型）を構成する場合、構成員の全部又は一部において前記の申立てがなされていないこと。（いずれも記⑵の再認定を受けた者を除く。）
⑷　平成23年度以降に元請けとしてしゅん功した次の工事の施工実績を有すること。
①　単体又は特定ＪＶ（甲型）を構成する場合の代表者
求める施工実績　２車線以上かつ設計舗装面積４万㎡以上ある国道又は自動車専用道路の新設のアスファルト舗装工事
②　特定ＪＶ（甲型）を構成する場合の代表者以外
求める施工実績　２車線以上かつ設計舗装面積２万㎡以上ある国道又は自動車専用道路の新設のアスファルト舗装工事
１）　求める実績に対して提出できる施工実績は１件とする。
２）　特定ＪＶ（甲型）又は経常JVの構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の特定JVとしての実績は、協定書の分担工事の実績のみ実績として認める。この場合、協定書の写しを技術資料に併せて提出すること。
⑸　特定ＪＶ（甲型）を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。
①　各構成員が対象工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。
②　当社が別に定める特定建設工事共同企業体協定書を標準として、入札参加希望者が作成した協定書案を競争参加資格確認申請書、技術資料等（以下「申請書等」という。）に添えて提出すること。
③　特定ＪＶ（甲型）のすべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。